

## 仕様書（飲料用自動販売機）

### 1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

#### (1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地（及び使用済み容器の回収ボックス）のすべてが収まる、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

#### (2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他平川市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

#### (3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

#### (4) 販売品

ア 販売品目は一般市場で認知、支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの「清涼飲料水」及び「乳製品」とし、酒類、たばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、各施設担当者と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、各施設担当者と協議すること。

### 2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

#### (1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行に障害にならないように配慮して設置する。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

## (2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質1種類につき1つを、自動販売機脇に設置すること。

ウ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

エ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

オ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

カ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

キ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないように十分に配慮すること。

ク 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

ケ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)等関係法令に基づいて適切に処理すること。

## (3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高等について、報告すること。

## (4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、各施設担当者の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

オ 平川市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

カ 自己都合により機器を撤去または交換しようとするときは、事前に各施設担当者へ通知すること。

(5) その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、各施設担当者に書面で通知すること。

ウ 2 (1)エ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

エ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、A E D搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。

オ 自動販売機販売実績

各物件の直近3年間販売実績を別紙に添付しております。

※売上状況等の実績はあくまで参考であり、今後の貸付期間における販売品の売上を保証するものではありません。

**仕様書（飲料用自動販売機・災害ベンダー仕様）**

物件2～6、8

**1 自動販売機の規格等**

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

**(1) 規格**

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び空き容器の回収ボックスのすべてが収まる、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

**(2) 環境対策**

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他平川市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

**(4) デザイン**

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

**(4) 販売品**

ア 販売品目は一般市場で認知、支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類、たばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の選定に当たっては、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。

ウ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

エ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

オ 販売品の販売価格は、同施設内に自動販売機が複数設置されている場合、他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

カ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、各施設担当者と協議すること。

**2 遵守事項**

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

**(1) 安全対策等**

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行の障害にならないように配慮して設置する。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関へ

の届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

## (2) 空き容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。

イ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

ウ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

エ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の空き容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

オ 回収ボックスには空き容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の空き容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、空き容器と一般ごみの混入防止を図ること。

カ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないように十分に配慮すること。特に夏季は注意し、回収ボックス周辺に空き容器が散乱しないよう努めること。

キ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

ク 回収した空き容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

## (3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高等については、報告すること。

## (4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、各施設担当者の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

オ 平川市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

カ 自己都合により機器を撤去または交換しようとするときは、事前に各施設担当者に通知すること。

## (5) 災害時の無償提供

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生

時に平川市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

(6) その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、各施設担当者に書面で通知すること。

ウ 2 (1)エ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

エ 自動販売機販売実績

各物件の直近3年間販売実績を別紙に添付しております。

※売上状況等の実績はあくまで参考であり、今後の貸付期間における販売品の売上を保証するものではありません。

## 仕様書（食品自動販売機）

### 1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

#### (1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び空包装等の回収ボックスのすべてが収まる、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

#### (2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他平川市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

#### (5) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

#### (4) 販売品

ア 販売品目は一般市場で認知、支持されている菓子、パン、菓子パン、栄養補助食品及びこれらに類する食品(カップ麺は含まない)とし、清涼飲料水・牛乳等の飲料水、酒類・たばこの販売は行わないこと。パン・菓子パンのみの自動販売機は認めない。

イ 販売品の選定に当たっては、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。

ウ 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得していること。

エ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

オ 販売品の販売価格は、同施設内に自動販売機が複数設置されている場合、他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

カ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、各施設担当者と協議すること。

### 2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

#### (1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行の障害にならないように配慮して設置する。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

## （２）空包装等の回収

ア 自動販売機に併設して、空包装等の回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、原則として包装の種類ごとに分別可能なものとし、自動販売機脇に設置すること。

ウ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

エ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

オ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空包装等があふれたり、周囲に散乱したりすることがないように、十分な収容容積を持つものとする。

カ 回収ボックスに収納された包装等の回収頻度については、回収ボックスから包装等があふれないように十分に配慮すること。特に夏季は注意し、回収ボックス周辺に空包装等が散乱しないよう努めること。

キ 回収ボックスに収納された包装等は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

ク 回収した空包装等の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

## （３）売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高等については、報告すること。

## （４）維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、各施設担当者の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

オ 平川市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

カ 自己都合により機器を撤去または交換しようとするときは、事前に各施設担当者に通知すること。

## （５）その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、各施設担当者に書面で通知すること。

ウ 2 (1)エ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

エ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、A E D搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。

オ 自動販売機販売実績

各物件の直近3年間販売実績を別紙に添付しております。

※売上状況等の実績はあくまで参考であり、今後の貸付期間における販売品の売上を保証するものではありません。

令和4年度自動販売機実績売上表

自動販売機設置場所	R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
平川市やすらぎ聖苑	金額	4,640	4,360	4,640	8,490	3,570	21,390	4,720	0	17,030	10,580	5,710	8,690	93,820	7,818
	本数	35	31	34	61	24	155	35	0	124	78	40	64	681	57
平川市文化センター(1階休憩コーナー)	金額	36,290	48,750	61,460	48,530	90,480	17,260	42,340	58,070	68,710	52,070	63,790	75,050	662,800	55,233
	本数	265	344	439	350	658	121	307	400	466	347	429	509	4,635	386
平川市役所本庁舎(新庁舎)1階ロビー①	金額	10/3設置						60,840	55,870	51,970	19,390	80,830	59,310	328,210	54,702
	本数	10/3設置						460	424	380	143	588	439	2,434	406
平川市役所本庁舎(新庁舎)1階ロビー②	金額	10/4設置						8,770	28,540	33,570	18,680	32,660	32,270	154,490	25,748
	本数	10/4設置						62	206	243	136	230	226	1,103	184
平川市役所現庁舎(2階ロビー)	金額	76,380	68,750	79,390	93,390	87,890	65,050	29,200	10/3撤去				500,050	71,436	
	本数	583	530	611	725	680	501	222	10/3撤去				3,852	550	
平川市役所本庁舎(新庁舎)2階ロビー	金額	10/3設置						81,260	94,200	122,090	92,630	108,880	129,960	629,020	104,837
	本数	10/3設置						536	609	806	602	720	898	4,171	695
平川市役所本庁舎(新庁舎)4階ひらかわらうんじ①	金額	10/3設置						23,830	52,110	72,190	44,040	77,290	89,450	358,910	59,818
	本数	10/3設置						166	356	496	301	523	615	2,457	410
平川市役所本庁舎(新庁舎)4階ひらかわらうんじ②	金額	11/21設置						0	28,410	21,980	18,390	35,900	104,680	20,936	
	本数	11/21設置						0	211	157	135	258	761	152	
平川市碓ヶ関公民館(1階ロビー)	金額	13,830	11,320	25,170	22,890	23,790	11,190	12,310	14,130	10,280	9,880	14,990	13,100	182,880	15,240
	本数	106	87	188	177	184	86	92	101	75	72	108	94	1,370	114
平川市学校給食センター(ポーチ横)	金額	12,130	13,190	19,370	15,560	18,670	30,020	14,090	10,140	10,430	5,640	5,210	11,140	165,590	13,799
	本数	89	100	145	118	140	227	103	74	74	40	36	79	1,225	102
合計	金額	454,770	540,710	626,480	665,970	708,070	614,890	395,180	411,080	424,290	375,800	392,240	456,370	6,065,850	
	本数	3,523	4,148	4,824	5,133	5,423	4,716	2,882	2,881	2,966	2,628	2,738	3,188	45,050	

令和5年度自動販売機実績売上表

自動販売機設置場所	R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
平川市やすらぎ聖苑	金額	11,140	3,460	5,810	1,750	19,850	10,820	8,090	5,590	8,950	8,190	0	13,680	97,330	8,111
	本数	79	25	41	13	146	74	57	40	61	60	0	99	695	58
平川市文化センター(1階休憩コーナー)	金額	40,130	50,730	49,700	52,440	92,600	87,700	59,210	68,830	61,540	37,330	36,990	94,140	731,340	60,945
	本数	266	344	335	350	621	591	394	462	412	248	244	641	4,908	409
平川市役所本庁舎(新庁舎)1階ロビー①	金額	63,760	45,130	51,450	53,140	82,340	63,050	41,450	39,810	39,950	35,240	40,510	50,490	606,320	50,527
	本数	451	319	362	373	575	447	295	280	285	249	274	338	4,248	354
平川市役所本庁舎(新庁舎)1階ロビー②	金額	47,550	44,270	37,360	37,120	48,110	58,670	36,710	30,710	32,540	27,340	30,610	31,540	462,530	38,544
	本数	309	300	259	253	332	397	253	210	225	186	199	210	3,133	261
平川市役所本庁舎(新庁舎)2階ロビー	金額	107,820	119,450	117,690	127,810	183,330	126,880	94,950	99,310	105,170	101,850	84,350	128,850	1,397,460	116,455
	本数	731	814	803	851	1,245	842	623	661	691	665	562	866	9,354	780
平川市役所本庁舎(新庁舎)4階ひらかわらうんじ①	金額	65,930	57,370	74,340	65,030	93,210	66,670	102,460	81,440	64,620	48,520	82,640	77,240	879,470	73,289
	本数	449	384	502	435	631	435	664	529	431	319	531	480	5,790	483
平川市役所本庁舎(新庁舎)4階ひらかわらうんじ②	金額	37,970	33,140	36,940	20,210	37,800	9,620	58,680	37,440	12,730	26,790	31,860	29,800	372,980	31,082
	本数	281	237	270	143	273	71	424	240	79	166	199	192	2,575	215
平川市碓ヶ関公民館(1階ロビー)	金額	12,870	22,800	12,720	15,570	19,770	12,620	6,820	10,290	12,090	4,950	5,710	10,160	146,370	12,198
	本数	92	164	87	108	134	86	46	71	84	34	38	67	1,011	84
平川市学校給食センター(ポーチ横)	金額	14,150	6,160	10,650	22,640	13,090	9,390	10,420	3,900	4,690	11,690	8,200	5,700	120,680	10,057
	本数	99	43	73	151	88	63	71	26	32	77	53	38	814	68
合計	金額	586,630	550,610	585,480	617,060	814,310	669,240	627,220	487,420	488,590	451,910	438,840	573,870	6,891,180	
	本数	4,049	3,800	4,039	4,188	5,568	4,531	4,253	3,283	3,297	3,023	2,899	3,827	46,757	

令和6年度自動販売機実績売上表

自動販売機設置場所	R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	月平均
平川市やすらぎ聖苑	金額	7,110	3,420	11,620	5,690	5,210	8,410	売上未報告			41,460	6,910
	本数	52	25	82	39	36	60				294	49
平川市文化センター(1階休憩コーナー)	金額	36640	34310	84480	59,860	80,410	57,150	55,520	84,290	78,750	571,410	63,490
	本数	246	231	572	406	544	386	374	563	501	3,823	425
平川市役所本庁舎1階ロビー①	金額	57,870	53,380	67,390	53,140	82,340	63,050	68,600	81,440	70,790	598,000	66,444
	本数	389	355	444	373	575	447	454	545	473	4,055	451
平川市役所本庁舎1階ロビー②	金額	45,700	28,780	42,240	49,300	112,610	54,310	29,170	30,830	30,080	423,020	47,002
	本数	281	185	279	324	743	354	186	199	210	2,761	307
平川市役所本庁舎2階ロビー	金額	122,520	125,150	125,450	139,270	142,210	110,070	129,040	113,940	97,370	1,105,020	122,780
	本数	812	822	829	917	929	719	834	712	589	7,163	796
平川市役所本庁舎4階ひらかわらうんじ①	金額	93,540	75,930	75,040	62,380	93,710	63,090	51,540	53,280	68,410	636,920	70,769
	本数	597	489	480	395	601	397	329	343	440	4,071	452
平川市役所本庁舎4階ひらかわらうんじ②	金額	35,690	26,580	37,190	31,430	39,170	30,320	13,280	25,910	41,720	281,290	31,254
	本数	228	163	235	200	247	193	86	173	269	1,794	199
平川市碓ヶ関公民館(1階ロビー)	金額	3,970	33,280	14,470	12,650	12,660	10,670	15,250	7,190	19,470	129,610	14,401
	本数	26	218	96	84	83	71	101	48	127	854	95
平川市学校給食センター(ポーチ横)	金額	6,930	14,410	12,020	12,310	24,390	29,550	5,520	3,780	5,610	114,520	12,724
	本数	46	97	81	81	158	196	35	26	38	758	84
合計	金額	499,030	481,180	564,790	542,160	713,450	519,630	470,490	452,500	530,850	4,774,080	
	本数	3,285	3,170	3,744	3,597	4,724	3,448	3,066	2,947	3,403	31,384	